

諸銀行の競争と銀行利潤及び銀行利潤率

西野宗雄

はじめに

本稿の特徴は第1部と第2部の2部構成をとっていることである。銀行制度は貨幣信用制度と貨幣取引制度の複合体なのであるが、諸銀行の競争の諸側面や諸影響の分析の叙述を混乱なく進めるには、このような2つの制度を別々に切り離しておく必要があるからである。

本稿の構成は以下のとおりである。

第1部 貨幣信用制度としての銀行制度

第1章 諸銀行の競争の前提、原因、目的、主題について

第1節 諸銀行の競争の前提、「銀行超過利潤」の規定性

第2節 諸銀行の競争を論述する方法について

第3節 諸銀行の競争。その目的と手段、その主題と種目

第4節 貨幣市場の分節構造と貨幣資本の「規格化」

第5節 貨幣市場の細分化と選別金利

第2章 貨幣信用制度の経営条件としての貨幣資本の規模の拡大

第3章 貨幣信用制度の経営条件としての機械化と情報化

第2部 貨幣取引制度としての銀行制度

第1章 貨幣取引業資本としての銀行業資本と「決済専門業者」

第1節 貨幣取引制度の形成と貨幣取引業資本

第2節 貨幣取引業務の機械化と「決済専門業者」の登場

第1部 貨幣信用制度としての銀行制度

序言

本稿の課題は、銀行業部門における諸銀行の競争（諸銀行の対立的な相互行動）の諸側面を叙述することである。

近代社会にあっても、社会を構成する主体の諸行動は常に一定の目的意識に媒介された行為、規定された目的の実現に合致した仕方で行われる活動である。しかし、相互に独立した個々の主体の目的がすべての主体において等しく実現することを妨げる事情がそこにある場合、そこから出てくるかれらの相互行動は協調的包容的な性格をうけとることはありえず、通常は対立的排他的な性格をうけとる。

いうまでもなく、この諸銀行の競争の全体の姿を叙述しようと思う人は誰であっても、あらかじめこの競争の諸側面を分析するとともに、それらのあいだにある関連を十分に探究しておく必要がある。他の種々の競争形態の分析においても同様なのであるが、この諸銀行の競争の分析では、この分析対象の性質上次のような諸側面を念頭に置く必要がある。それらはこうである。まず、この競争は他の競争諸形態といかなる論理的な関連にあるかの分析を行い、そこにあるはずの前提と被前提の関係に「あたり」をつけてみることである。そしてその上で、（1）そもそもこの競争の目的とはどういうものであるのか、（2）この競争の原因とは何か、（3）この競争の主題は何か、（4）この競争はその主題に照応してどのような諸種目において行われるのか、（5）この競争の進展は当事者たちにどのような諸作用を及ぼすのか、そして最後に、（6）この競争はいかなる結果をもたらすのか。

以下では、諸銀行の部門内競争の解明に必要なこれらの諸側面をいくつかの章を立てて叙述をすすめる。そこで、まず第1章を立てて、全体の予備的な考察にあたる上記の（1）から（3）の論点を解明してみよう。

第1章 諸銀行の競争の前提、原因、目的、主題について

第1節 諸銀行の競争の前提、「銀行超過利潤」の規定性

わたくしは前論稿（注1）で記したように、本稿で扱う銀行業部門における諸銀行の競争を便宜的に第4種競争とよぶことにし、それにたいし前論説で扱った競争は第3種競争とよんでいる。

この諸銀行の部門内競争（第4種競争）の諸側面の叙述を行う前に明らかにしておく必要があるのは、この競争の前提である「銀行超過利潤」（以下では単に「超過利潤」という）の規定性である。

わたくしの理解では、後で記すようにこの競争の目的は「超過利潤」（ここでは「超過銀行利潤」のこと、以下同様）の排他的取得である。ところで、銀行業部門においては諸銀行それぞれが現在的に包摂している経営諸条件が異なっているのは事実であり、これについて誤解する銀行観察者は誰もいない。また、このような事実と関連を有するものが、一方の諸銀行が相対的により大きな量や高い率の銀行利潤を享受し、これに対して他方の諸銀行では相対的により小さい量や低い率の銀行利潤しか取得していないという事実である。これらの事実やそれらの連関は何よりも当の諸銀行家の意識の上でしっかり認識された周知の事柄である。

では、この「超過利潤」の本質や量的定在性はいつ、どこで規定されたものであるのだろうか。もしも、「より大きな利潤」を超過利潤などと規定するのであれば、銀行業部門内にあって最小の利潤しか取得できない特定の1銀行以外のすべての銀行は、この最小の利潤より「相対的に大きい利潤」を取得しているのであるから、超過利潤を取得しているのだという理解がうまれてしまうであろう。超過利潤をこのようなものと理解するならば、諸銀行の競争の諸契機をなしている銀行業部門内で諸銀行が置かれることになる序列や、諸銀行の競争力の格差の存在などは無視してよいことになってしまうのではないか。それというのも、最小の利潤しか取得できない特定の「最下位」の1銀行がそこに出てくれば、そこではそれ以外のすべての銀行は「超過利潤＝相対的に大きな利潤」などというものを

排他的に享受できるおめでたい存在になるからである。だがこのような理解は競争の実相から遊離した空論であろう。なぜかという、現実においては、銀行業部門にける諸銀行の競争においては超過利潤の排他的取得を享受する銀行は、恒常的あるいは経過的にみてまことに相対的少数にすぎないからである。この点こそが分析するに値する事実なのである。そこでこうなる。もしある銀行観察者がいて、その人がこのような事実の分析に失敗してしまうとすれば、その理由は、超過利潤の本質や量的存在を誤って規定しているからにほかならないのであり、そこからは競争の実相を理論的に把握することなど不可能である。

では超過利潤は何を超過した利潤の量であるのか。この疑問に回答を与えるためには、わたくしの理解では、前論説で扱った、貨幣市場を部面として行われる貸付市場利子率の高さを規定する借り手としての生産業資本家たちと貸し手としての銀行業資本家たちの複雑極まりない不断の「3面競争」の作用によって、生産業資本家の自己資本利潤率の高さと銀行業資本家の自己資本利潤率の高さとが均等化する論理に立ち戻らなくてはならない。

さて、特殊な「商品」という形態規定をうけとった貨幣資本の価格が利子率であった。平均利潤率の高さを所与とした場合、銀行の貸付利子の市場率としての利子率の高さの最高限は平均利潤率の高さであり、その最低限は限りなくゼロに近い高さである。普通の商品の価格の大きさは商品に対象化された価値の大きさに規定される。生産諸部門間における諸資本の自由競争が作用する資本制商品生産の世界では、諸商品それぞれの価格の大きさは平均利潤を内包した「生産価格」（＝商品のより展開された価値形態、そうよんでもいいとするならば「生産的価値価格」）の大きさに規定される。市場部面での商品の需要供給の不一致は商品の市場価格をその「生産価格」より上下に乖離させることはありうる。しかし、このような乖離は、資本移動や生産調整の姿を取った諸資本の部門間競争の作用によって解消される。この競争は諸商品の価値法則を執行するのである。

これに対して、特殊な商品である貨幣資本の価格＝利子（利子率）の高

さ、大きさを規定する価値法則のような法則はどこにも存在していない。この市場利子率の高さはその最高値と最低値のみが規制され、需要供給の変動のままに無法則に揺れ動くだけである。このことを理解することは大切なことである、しかしながら、それに加えて次のことを理解することも重要である。

既に前論説で記したように、平均利潤率一定、標準的な自己資本比率一定という想定をした場合、生産的資本家の自己資本利潤率の高さと銀行業資本家の自己資本利潤率の高さとのあいだの格差を規定する主要な一契機は市場利子率が一定の高さでそこにあることであった。それゆえ、このような格差を原因とする競争の主題は、貨幣市場を舞台にした借り手（生産業資本家たち）と貸し手（銀行業資本家たち）の複雑な3面競争による市場利子率の高さの調整であった。そして、このような市場利子率の高さの調整が円滑に進行する可能性を与える契機は市場利子率の高さの無法則な変動可能性あるいは弾力性こそにある。それゆえ次のように言うことができる。すなわち、このような市場利子率の変動の無法則性と裏腹な弾力性は生産業資本家と銀行業資本家のあいだの自己資本利潤率の格差を解消する均等化運動の条件として機能している。

このような第3種競争が生起する原因は、そこで生産業資本家の自己資本利潤率の高さと銀行業資本家の自己資本利潤率の高さとの相違であった。

生産業資本も銀行業資本もそれぞれ資本である。資本においては自己の最大限の増殖がおのれの生活の目的である。しかし、種類の異なる資本が存在し、またそれぞれに複数の個別資本が存在している世界では、どの資本家も次のような意識を抱かざるを得ない。それは、どの資本家とっても互いに他の資本家の存在がおのれの生活目的の実現を限定する契機になっているとの認識である。それとともにどの資本家においても次のような行動につながる実践意識が生まれる。それは、どの資本家においても他の資本家を制限することによっておのれの生活目的の排他的な実現を試みようとする意識である。そこで競争がはじまる。

この第3種競争の前提は、貨幣信用制度・銀行制度を具有する銀行業資本家による貨幣の貸付事業を通した貨幣資本の諸生産部門への配分作用に媒介されて、一定の高さの平均利潤率が成立していることである。いまやここでは、ほぼすべての生産的資本家において、再生産に充用する資本は自己資本と借入資本（借り入れた他人資本）とで構成された資本になっている。このような姿の生産的資本家が直接に再生産から汲み上げる利潤は平均利潤であるとはいえ、かれらは平均利潤の一部分を銀行業資本家に対して利率で規定された一定の利子を支払わなくてはならないのであるから、彼らにとっての「利払い後利潤総量」は、①再生産に投下した自己資本額が平均利潤率で取得する利潤量、②「企業者利得」とよばれている利潤量、すなわち生産的に投下された借入資本額が平均利潤率で汲みだす利潤量から所定の利子を支払った後に残る利潤量、これらの合計額ということになる。そして生産業資本家にとって「自己資本利潤率」とは「利払い後利潤総量」の「自己資本額」に対する割合のことなのである。

このような第3種競争のもたらす結果は種類の異なる資本家それぞれの自己資本利潤率の高さの均等化であった。このような第3種競争の結果、すなわちどちらの資本家の自己資本利潤率の高さも例えば12%であるとかの同等な状態でそこにあることは、第4種競争の叙述を始めるさいの直接的な前提である。

この第3種競争の行われる部分は「組織された貨幣市場」であった。第1種競争（＝諸生産的資本の部門間競争）は、「自然発生的な未組織な貨幣市場」において貨幣信用制度の形成を媒介し、したがってまた貨幣信用制度を具有した銀行業資本の産業資本からの分離独立を媒介する。貨幣市場は銀行業資本家のおこなう銀行業務（ここでは預金業務・貸付業務）の展開によって組織された貨幣市場になる。

組織された貨幣市場において一定の高さの統一的な市場利率を不断にもたらす諸契機は貸し手たち（銀行業資本家たち）や借り手たち（生産業資本家たち）の3面にわたる相互行動であった。

これに対し、第4種競争である諸銀行の部門内競争の目的は、「超過利

潤」（ここでは「銀行業超過利潤」という形態の超過利潤のこと）を排他的に取得すること、より詳しく言うならいずれの銀行も他者を制限して自己において超過利潤を排他的に取得すること、という点にある。

第2節 諸銀行の競争を論述する方法について

現実では「銀行業部門における諸銀行の発展の運動」と「生産業資本家と銀行業資本家の間の自己資本利潤率の均等化の運動」とは同じ時間の中で進展する。

「自己資本利潤率の均等化の運動」それ自体を論述するにあたって配慮した方法は、諸銀行の発展の進展はそこでは捨象したことである。

現実には諸銀行の不断の発展は不均等に進行する。その進行の局面ごとに生まれる結果は、銀行部門における諸銀行の経営力の強さの相違である。この経営力の格差を規定するものは諸銀行それぞれが包摂した経営諸条件の不等性である。

そこでは、標準的な経営条件を包摂した諸銀行は銀行業部門において相対的多数を占めており、それより上位の経営条件や下位の経営条件を包摂した諸銀行は相対的に少数であると想定した。均等化された自己資本利潤率（例えば12%）を自分のものにするのは相対多数の標準的な諸銀行である。

これに照応して、上位の経営条件を包摂した相対的少数の諸銀行は均等化された自己資本利潤率の高さ（例えば12%）より高い自己資本利潤率を享受し、下位の経営条件を包摂した相対少数の諸銀行はその限りでありつづけなければ均等化された自己資本利潤率より低い自己資本利潤率しか享受できない、という諸関係がそこに生じる。しかし、このような銀行業部門における諸銀行の利潤率格差は第3種競争の諸側面の叙述に際しては方法的に捨象している。というのも、このような諸銀行の自己利潤率格差を考慮して、銀行業部門と生産業部門のあいだの自己資本利潤率の均等化の運動を理論的に再現することは困難であるからである。しかし、諸銀行の自己資本利潤率の格差、より上位の経営条件を包摂した相対少数の諸銀行が、

均等化された自己資本利潤率の高さより高い自己資本利潤率を享受し、銀行超過利潤をわがものに行っているのは厳然たる事実である。そこで前に進んで、諸銀行の自己資本利潤率の格差とそれを原因とする諸銀行の競争の諸側面の叙述をおこなうためには、これまで第3種競争の論述にあたって方法上の必要性から捨象した点を取り込み、あるいはそこで施した一定の想定を取り外すことが必要になる。

第3節 諸銀行の競争。その目的と手段、その主題と種目

諸銀行の競争の目的は超過利潤を排他的に取得することであり、この目的を実現する手段はより上位の経営諸条件を排他的に包摂に包摂することである。

既にみたように、第3種競争は一定の高さの市場利子率を不断に形成する。そうであるゆえに、互いに競争するいずれの銀行にとっても利率差（貸付利子率と預金利子率の差）は同等であると想定してよいことになる。それゆえ、諸銀行の競争の主題は「貨幣資本1単位を管理するために負担する費用」（管理費用率）を削減することであり、この主題を追求する主要な種目は、①管理する貨幣資本の増大、②より高性能な機械の増大、なのである。

さて、既に確認したように、銀行業部門の諸銀行の自己資本利潤率の高さは相違している。この相違を規定しているのは諸銀行が包摂している銀行経営条件の格差である。

本第1部で扱う銀行制度は、銀行制度全体ではなく、銀行制度の一側面を構成している貨幣信用制度である。この貨幣信用制度の主要な機能のひとつは貨幣資本・利子生み資本の管理である。貨幣信用制度の機能のもう一つの機能は信用貨幣として機能する債権債務関係の創造であるが、この特殊な機能については本稿では必要最小限にしか扱わない。

銀行業資本家は銀行制度・貨幣信用制度を具有した特殊な産業資本家なのである。銀行の経営条件（以下では単に経営条件と表記することもある）とは、銀行業資本家がおのれの銀行業企業の経営のために包摂してい

る条件である、あるいは貨幣資本の管理の条件である。そうではあるものの、実際には種々の諸契機が銀行経営条件をなしている。それらを列挙してみると、（１）「銀行の営業資本」をなす銀行預金の量、したがってまた貸付債権などの形の貨幣資本の量、（２）貨幣資本管理のために充用される機器類の性能、（３）貨幣資本管理労働に従事する銀行員の熟練度、（４）銀行業務や貨幣市場の動向に精通している銀行業資本家（あるいは銀行経営者）の有無、（５）異なる量の貸付需要量への対応、（６）異なる期間を取る貸し付け形式への対応、（７）多様な貸付金利形態をとりうる貸し付け形式の活用、（８）開拓が可能な貸付分野への取り組み、（９）多様な形態の「預金商品」の取り扱い、（１０）「営業店舗網」の整備、（１１）不正・違法行為などの防止体制の整備、（１２）「信用リスク」を最小化する試み、等々である。

これらの経営諸条件の関連を考察してみると、契機（２）は契機（１）を直接には規定していない。すなわち、より高性能なより高価な管理機器を導入した銀行がそうでない銀行に対して預金や貸付の量を相対的に増加させることはない。無関係である。しかしながら、契機（３）から契機（１０）がそれぞれの程度や仕方で契機（１）に影響することは明白である。例えば、貸付取引１件当たりの貸付金額の大口化に取り組むとか、貸付期間の長期化に率先して対応するとか、貸付利率を長期に固定しない新規の貸し付け方式を考案して、この方式での貸し付けを他の諸銀行に先行して行う銀行においては、その貸付（および預金）残高の増加率は旧来の貸付形態や貸し付け方式のみで貸し付けを行う他の諸銀行のそれより高いことはありうるし、また、このような貸し付け方式を考案し、実行することを可能にする経営条件は、契機（３）や契機（４）であるのは自明である。さらにまた、経営条件の契機（１０）（１１）は、既存の貸付残高の毀損化を回避し、既存の預金残高の維持をはかるなどに効果がある。

銀行業部門における諸銀行の競争の主題は、どの銀行にとっても、他を制限して自己において貨幣資本管理費用の最大限の削減を実現することにある。

どの銀行業資本家にとっても貨幣資本管理費用の削減の経路はつぎの2つである。

第1の管理費用削減の経路は、銀行業資本家が管理する貨幣資本（利子生み資本）の規模の拡大である。この貨幣資本の拡大は、貨幣資本管理費用の節約効果、「規模の経済性」（エコノミー・オブ・スケール）にもとづく管理費用の節約効果をうみだす。

第2の管理費用削減の経路は、銀行業資本家が貨幣資本を管理するために投下している「貨幣資本管理労働手段」の性能をより高度な情報処理機器などの新規導入によって改良することである。

そこで次の第2章では、第1の経路を対象に、またその次の第3章では第2の経路を対象に、諸銀行は競争の主題をどのような競争諸種目を通して遂行してきたのか、そしてそれらが銀行の貸付業務や預金業務などの形態をいかに展開させてきたのか、これらのことを叙述しようと思う。しかし、その叙述をおこなうまえに、なお次のような2つの点（第4節、第5節）について記しておきたい。

第4節 貨幣市場の分節構造と貨幣資本の「規格化」

貨幣信用制度は自然発生的な分散的な貨幣市場のただなかに形成された。

分散的な貨幣市場ではまだ、一定の遊休貨幣を貨幣資本・利子生み資本として運用したい種々の個人的な貨幣資本家が貸し手であり、所有資本の量的限界を打開し、再生産部面で生産的資本として機能する資本の増大を企図する生産業資本家が借り手である。しかしながら、そこでは、貨幣の貸借取引（「貨幣信用」）は円滑に成立しない。貨幣信用の円滑な実現を妨げる要因は、貸し手と借り手のあいだにおいて貨幣資本の額や信用期限の長さ、利子率の高さなど貨幣信用の諸条件が一致する確実性が乏しい点にあった。貨幣信用が成立しないことは、個々の貨幣資本家にとっては遊休貨幣を利子生み資本として運用することに失敗し、貸付利子取得の機会を逸失していることであり、また生産業資本家にとっては他人所有の貨幣

資本の借り入れに失敗し、所有資本の量的限界を打破し、生産的資本の増大を図る機会を逃していることである。それだから、貨幣信用を円滑に実現するために、それを妨げている貨幣市場の自然発生的な分散性を解消する必要性が当事者たちの意識に広がる。貨幣信用制度を形成し、それを自分のうちに包摂した特殊な産業資本が銀行業資本なのである。

貨幣信用制度は預金業務を通して社会に散在する貨幣資本を自己の下に集中する。貨幣信用制度は、多数の貸し手（預金取引者）に対して借り手の集中を表わし、借り手の生産業資本家に対しては貸し手の集中を表わしている。ここではもはや、自然発生的な分散的な貨幣市場で見られたような個々独立した私的な貨幣資本家が生産業資本家に貨幣資本を貸し出す機会は「消失」している。

生産諸部門それぞれに従事する生産業諸資本家の貨幣資本の借り入れ需要には、信用量（相対的な小口や大口）や信用期限（相対的な短期や長期）の面で多くの相違点がある。銀行業資本家は「貨幣貸借取引」を通してそのような相違の淵源をよく知るところとなる。その淵源は、貨幣形態の資本から出発する再生産過程における資本の循環・回転運動にある。すなわち、（1）生産資本としての資本の1循環期間（流通時間と生産期間の合計）の平均値は生産部門ごとに異なっている、（2）再生産に投下される資本は、流動資本（質料的には原材料を基礎とする流動不変資本と、質料的には労働力を基礎とする流動可変資本から構成される）として機能する部分と質料的には生産設備・機器などを基礎とする固定資本として機能する部分からなっている、という点にある。

銀行業資本家は、貨幣資本を効率的に管理するために、このような借り手の提示する貨幣資本の需要額や信用期限の長さなどの差異を反映した貨幣資本借り入れ需要の形式的な相違に対応する。すなわち、銀行業資本家は最初に、彼らの運用可能な貨幣資本を「短期・小口の貨幣資本」、「短期・大口の貨幣資本」、「長期・小口の貨幣資本」、「長期・大口の貨幣資本」などと相対的な形式的な分類を施し、貨幣資本を「規格化」する。

銀行業資本は続いて、彼らのうちで規格化を施した貨幣資本を貨幣市場

で貸し付け運用する。それに照応して貨幣市場は個々の銀行業資本家にとってたとえば次のような4つの部分に分化する。いずれの銀行業資本家も同じ試みをするを通して、貨幣市場全体はいまや、「短期・小口市場」「短期・大口市場」「長期・小口市場」「長期・大口市場」などに明瞭に分節化する。

第5節 貨幣市場の細分化と選別金利

前節で触れたように、貨幣信用制度を具有した特殊な産業資本として銀行業資本が分離独立した時点で貨幣市場は分節構造を持った市場として現れる。そこでは銀行業資本家が貸し手、生産業資本家が借り手である。そして、「信用量」や「信用期限」は異なってくる原因は、生産業資本家における貨幣資本の借り入れ需要の淵源の相違にある。そこで、「流動資本信用」や「固定資本信用」など具体的な内容を持った貨幣信用諸形態が生まれる。このような信用諸形態は分節化された貨幣市場それぞれの位相と対応するようになる。

しかしながら、貨幣市場はいつまでも「分節化された貨幣市場」にとどまるわけではなく、一層複雑な姿をうけとるようになる。その理由は以下の諸点にある。

貨幣信用制度を具有した銀行業資本家の主たる一業務は貨幣資本・利子生み資本の管理である。ところが、銀行業資本家にとっては、借り入れた他人資本を再生産過程で充用する生産業諸資本家における資本の循環・回転運動が順調に進行する諸条件がいつでもあるわけではない。それゆえ、銀行業資本家はこのようにより現実的な契機を考慮しなくてはならないのであるから、銀行業資本家においては細心の注意を払って彼らの処分可能な貸付貨幣資本を円滑に運動させる種々の管理操作が不可欠となる。

貸し手の銀行業資本家にとって、「借り手の信用能力」が弱いことは、貸付元本の回収の遅延や不能、貸付利子の受け取りの遅延や不能などの「信用リスク」の発現の度合いが高いことを表す。逆の場合では事柄は逆である。

銀行業資本家がここで貸し手として相対する借り手の生産業資本家は、いずれかの生産部門に従事している。現実には、各部門の個々の生産業資本家の包摂している生産諸条件のあいだには上位の生産諸条件、中位の標準的な生産諸条件、下位の生産諸条件などと差異が存在している。それに加えて、信用に促進された競争は、生産業資本家の自己資本比率の高さ、すなわち生産業資本家が再生産で充用する総資本額のうちで自己資本額が占める割合に差異をもたらす。

このような諸差異は借り手の信用能力の格差の基礎である。

銀行業資本家は、借り手の「信用能力」の強弱の相対的な評価づけをおこない、借り手をおよそ次のように分類する。(1) 支払い能力が強い生産業企業、(2) 支払い能力が中位の生産業企業、(3) 支払い能力が弱い生産業企業。

銀行業諸資本家は概ね4つに分節化された貨幣市場それぞれを、借り手の支払い能力のあいだには格差が存在していることを基礎に、強い企業向け貸付市場、中位の企業向け貸付市場、弱い企業向けの貸付市場などと細分化を試みる。

銀行家は、支払い能力が相違していると評価した生産業諸企業に対して異なる高さの貸付利率をオファーする。例えば、中位の企業に対しては4.0%、強い企業に対して3.0%、弱い企業に対しては5.0%、という選別的な、差別的な貸し付け利率をオファーする。

このような市場の細分化と選別的な金利適用は個々の銀行業資本家にとって「合理的」である。貸付貨幣資本をどのような生産業資本家に貸し付けるかは彼らの「営業の自由」に属することなのである。

第2章 貨幣信用制度の経営条件としての貸付貨幣資本の規模の拡大

競争第2種(生産的諸資本の部門内競争)を扱った別稿で既にみたように、個々の生産的資本家にとって充用する資本の総量(規模)は重要な生産条件のひとつである。というのも、ここでは規模が大きくなればなるほど、不変資本として機能する生産手段の節約度が大きくなる効果が期待で

きるからである。これは「規模の経済性」エコノミー・オブ・スケールとして広く認識されている事態である。このような「スケール・メリット」は競争第4種でも発生する。

ここでは、第4種競争を論述する方法上、「貸付利子の市場率」は一定不変、預金利子の市場率も一定不変、したがってまた、加除部分100当たりの貸付利子収益量は一定、加除部分100当たりの預金利子支払い額は一定である、と前提を置いている。（とはいえ、この前提は行論の必要上にあつて厳格に維持できない場合がある。）この前提の下では、銀行業資本の利潤の多寡を規定するものは「貨幣資本1単位当たりの管理費用の額」である。ところが、管理する貨幣資本の総量が相対的に大である銀行業資本の「貨幣資本1単位当たりの管理費用の額」はそうでない小規模な銀行業資本に比して小さい。このような、個々の銀行業資本家における管理する貨幣資本総量の相違に由来する貨幣資本管理費用額の差異は、彼らにとっては銀行利潤率の高さに格差をもたらす一契機である。それゆえ、ここで見た限りでの、このような利潤率の高さの格差を原因にして開始される諸銀行の競争の主題は「経営条件としての貨幣資本の規模の調整・適応」である。したがって、ここでの「諸銀行業資本家の競争の種目」は次のような3つの側面を持つ。その第1の側面は「新規の貸し付け相手先（＝借り手）の排他的・先行的な開拓」であり、第2の側面は「借り手の資金需要の具体的な諸淵源に着目した貨幣信用諸形態（貨幣貸し付けの諸形態）の排他的・先行的な創出」であり、第3の側面は「新規の貸し付け方式の排他的・先行的な開発と適用」である。このような3つの側面は複雑に結びついている場合が多い。

以下では、このような「競争の種目」の論述を簡潔におこなつておこう。

第1項 流動資本信用

既に指摘したように、貨幣信用制度・銀行制度を具有した銀行業資本家の出現とともに分散的な貨幣市場は「組織された貨幣市場」になる。そこでは当初から、銀行は借り手としての生産的資本家の貨幣資本借り入れ需

要の多様性に対応して、貸付貨幣資本の規格を多様化して、貨幣市場を様々な種別に分節化する。流動不変資本の追加投資に必要な資本が不足している生産業諸資本家は貨幣資本の借りに訴えて不足する資本の充足を図るのである。このような貨幣信用を「流動資本信用」とよぶ。銀行業資本家はこのような種類の貨幣資本需要に対応するために、小口・短期資金、あるいは大口・短期資金などを用意し、これに対応する貨幣市場で貸し付ける。このようにして、小口・短期の貨幣市場や大口・長期の貨幣市場などは「流動資本信用」という内容が盛られた貨幣市場形態になる。

第2項 固定資本信用

固定資本の追加投資に必要な資本が不足している生産業資本家は、流動資本の場合と同様に、貨幣信用に訴える。しかしながら、固定資本信用は相対的に大口・長期の資金の貸借であるから、流動資本信用と異なって容易には実現しない。というのも、銀行業資本家は第1に、銀行業資本家にとって短期預金が預金取引の中心を占めている場合には大口・長期資金を恒常的に用意することには一定の限界があるからであり、第2に、分節化されたどの貨幣市場でも市場利子率の変動は避けられないからである。銀行業資本家がたとえば大口・長期資金を用意できたとしても、大口・長期資金を一定の時期に一定の高さの固定長期利子率で貸し付けることは、例えば取引が成立した以後に市場利子率の高さが上昇したばあいに露呈することになるが、新たに生まれた有利な機会を逸失し、貸付利子収益を制限してしまうことになる。ここにはそれとは逆の次の点も含まれている。すなわち、取引が成立した後の市場利子率の低下は生産業資本にとって借入れ利子支払いの負担が過重となり、「企業者利得」の量を制限する。双方にとって相反的な不都合な利害対立が容易に生まれる。こうなると、大口・長期資金の固定利子率での貸借取引そのものが制限されてしまうことになる。第3に、貸付期間が長期であることはそれが短期である場合に比べて、借り手の生産業資本家の資本の循環・回転運動が長期に円滑に進行する保証が相対的に低いのであるから、貸し倒れリスクの度合いが高く、所定の貸付利子受け取りの不確実性が高くなる。このようなりスクを内包

する固定資本信用の利子の市場率は相対的に高くなる。というのも、貸し手の銀行業諸資本家は、これらのリスクの発現から生じる資本損失を回避するために、それらを事前に織り込んだ高さの利子率をオファーするからであり、このオファー利子率の中心値の高さが長期貸付利子の市場率の高さを規制する公算が強いからである。そうなると、借り手の生産業資本家のうちには「借入延期」、「借り控え」という消極的な借入態度をとるものも出てくるのであろう。第4に、銀行業資本家にとって、少数の生産業資本家に大口・長期資金を貸し出し、少数者の貸し倒れリスクを負うことは、このリスクが現実が発生した場合の資本損失額がおおきく、銀行利潤を大幅に圧縮させてしまうことになる。

このような事情から、固定資本信用のような大口・長期資金の貸し付けは容易には実行できず、限度を画されていた。これが意味することは、銀行業資本家がそこにとどまっていたは「貨幣資本の規模拡大」に限界を画されていることなのである。しかしながら、銀行業資本家はまさに資本家としてこれらの諸限界が露わになると同時に、このような諸制限の打開を試みる主体的な人格なのである。

以下で述べる諸種目は、過去百数十年のうちのいずれかの時点で、一定の銀行業資本が先行的に取り組み、その後の一定期間のうちに追随者が現れ、銀行業部門に普及するプロセスを経たものである、しかし、ここではこれらの競争種目は一挙に進行したものとして論述しよう。

第1の限界の打開。無利子あるいは低利の一覧払の預金の取り扱いを最小限にして、利付きの中期・長期の定期預金を最大限に取り扱うことによって、さらに、長期預金を忌避する貨幣保有者に対しては第3者に譲渡可能な定期預金証書を発行し、かれらに長期の資金拘束を解除する方策する。これらによって、運用可能な大口・長期資金の組成を可能にする。

第2の限界の打開。「固定金利制の貸し付け方式」に変えて、たとえば四半期ごとに利子率の実勢を算定し、それで既定の利子率を改訂するという「変動金利制の貸し付け方式」を採用することである。この方式は、貸し手借り手の一方に偏る相対的な利益・不利益を解消し、大口・長期資金

の貸借取引を円滑に進める効果がある。

第3の限界の打開。固定資本として機能する機械などの労働手段の耐用年数がたとえば10年であると想定すると、自己資本で新規に固定資本投資を行った生産業資本家は当該年度から、たとえば当該固定資本の価額の十分の一に相当する価額を年々減価償却し、減価償却積立金を貯えるのであるが、これにたいし、たとえば10年の信用期限を条件に借り入れた貨幣資本を固定資本に投下する生産業資本家も同様に、同じ比率で年々減価償却をおこない、減価償却金を得る。このような年々の減価償却金の形成は、貨幣資本を借り入れた生産業資本家にとっては借り入れた貨幣資本（＝借入元本）の分割返済を可能にする基礎であり、貸し手の銀行業資本家にとっては貸し付けた貨幣資本（＝貸付元本）の価額の分割回収を可能にする基礎になりうる。それだから、信用期限の到来日（＝「満期日」）に債務を一括返済する条項を伴った通常の貸し付け方式に代わって、債務の分割返済を約定した新規の貸し付け方式を案出し、実行することができる。貸し手の銀行業資本家にとっては、このような新規の貸付方式のもとで貸し付けた貨幣資本にかかわる貸付債権残高や信用期間は時間の経過とともに次のように変化する。すなわち、第1に借り手から年々分割返済が行われるたびに当該の貸付債権残高は縮減し、かつ第2に信用期限の到来日に至る期間が短縮し、事実上では次第に小口・短期貸付債権に変容する。

第4の限界の打開。工場施設を担保にした貸し付け方式を案出し、実行する。生産業資本家は固定資本信用を受ける以前は自己資本の投下で構築された既存の工場施設（土地・建屋などの工場不動産、設備・機器を装備）の所有者であるが、彼が固定資本信用を受ければ、彼はいまや大口・長期の債務者になる一方、借入資本で拡充した工場施設の所有権者かつ占有権者となる。

第3項 「開発信用」(注2)

製品開発や技術開発は諸資本の部門内競争の種目である。開発信用とは、このような開発に充用する資金を貸し付ける信用形態である。「開発リスク」を伴う案件を対象に銀行業資本家が開発信用を拡大させるため

には、(イ) 株式引受権利付きの貸し付け方式、(ロ) あるいは貸付債権の株式転換権付きの貸し付け方式、(ハ) 将来の知的財産権の担保化を付した貸し付け方式、などを案出し、適用することが必要である。

第4項 「創業者信用」

新規の生産部門の生成には、生産業資本家の若枝の出現が伴う。創業者信用とはここでは、創業に必要な資金を貸し付ける信用形態である。

第5項 「集中媒介信用」

信用は諸資本の集中を媒介する。「集中媒介信用」とは、諸資本のあいだでおこなわれる合併・結合や買収において惹起する資金を貸し付ける信用形態である。

第6項 「投機信用」

信用は商品の買いと売りの分離を可能にし、その分離期間を長くすることができる。商品市場（および証券市場）では市場価格の変動は恒常的であるゆえ、この変動を利用した差額利得の取得も恒常的に可能である。

「投機信用」とは、ここでは投機家にたいして投機資金を貸し付ける信用形態である。

第7項 「消費者信用」

いつの時代にあっても食料品などのような消費によって質料が費消されてしまう非耐久消費財が生活手段の主要な要素である。消費者信用の淵源は、消費者大衆の主要な生活手段である非耐久性の消費財の購買手段・貨幣（＝消費資金）の不足である。

貨幣信用制度が形成される以前の分散的な貨幣市場では、「消費資金」が不足している消費者大衆に向けて行われる貨幣信用である消費者信用の主要な貸し手は「高利貸し」と非難めいた名称と呼ばれた小経営者の貨幣資本家であった。別に驚くべきことではないが、貨幣信用制度を具有した銀行業諸資本家が登場した以後も、1世紀以上にわたって、彼らが消費者信用の主要な貸し手になったことを記した記録はどこにもなく、依然として小経営の貨幣資本家が消費者信用の主要な貸し手であった。当時の銀行業資本家が消費者信用を扱わなかった理由は次の点にあったと思われる。

る。当時の銀行業資本家が包摂していた貨幣資本管理技術の制約の下では、消費者大衆を相手とした貸し付けリスクも高い「超小口の生活資金」の大量貸し付け案件に必然的に伴う「貨幣資本1単位当たりの高い管理費用」を大きく削減する余地がなく、消費者信用業務を手掛けることによる銀行利潤の増大を期待できなかつたからである。

しかし、消費者信用の環境に大きな変化がおり、今日に至っている。いうまでもなく、消費者大衆の生活様式に大きな変化をもたらした要素は、歴史的には20世紀以降に「大量生産様式」の導入とともに普及した自動車と家電と、および特に都市郊外に建設された個人所有住宅などである。消費者信用の淵源が消費者大衆の耐久消費財の購入意欲と消費資金の不一致にあるばあい、消費者信用は「耐久消費財購入資金ローン」の形態をとる。銀行にとっては小口の資金の貸付であるが、しかし長期貸付になる。

ここで最後に本章の要約を述べることにする。生産業資本家と銀行業資本家のあいだの「自己資本利潤率の高さの均等化」の運動は、自己資本利潤率の高さの銀行間格差を解消することはなかつた。諸銀行の競争の原因は銀行業資本の自己資本利潤率の格差であり、この格差の根拠は経営条件の相違、ここでは貨幣資本の規模の相違である。

自己資本利潤率の格差がある存在することは、実はそこでは超過利潤を排他的に取得する上位の銀行が存在することである。他の経営条件は銀行間で同等と想定したらはっきり見えることであるが、「貨幣資本1単位当たりの管理費用」の相違をもたらす根拠は「銀行が管理する貨幣資本の規模」の相違なのだ、ということになる。ここでの諸銀行の競争の主題は「経営条件」の一つである「管理する貨幣資本の増加」の排他的な実現である。それゆえ、ここでの諸銀行の競争の種目は上述したように、貸付先の排他的・先行的な開拓や、貸付形態の排他的・先行的な創出、貸付方式などの排他的・先行的な開発と適用などであった。諸銀行はこれらの種目を駆使して、「自行が管理する貨幣資本の量」を排他的に拡大する試みを不断におこなってきたのであり、今日でもそうなのである。

第3章 貨幣信用制度の経営条件としての機械化と情報化

貨幣信用制度は銀行制度の一部分をなしており、その本質的な一側面は「貨幣資本・利子生み資本の管理」であり、いまひとつの側面は「債権債務という信用の取り扱い・取引」である。ここでは考察を過度に複雑なものにしないため引きつづいて、2つの側面の関係や後者の側面には立ち入らないことにする。以下では、銀行制度を貨幣信用制度として取り扱うことにする。

貨幣信用制度を具有した特殊な産業資本を銀行業資本と規定できる。銀行と表記する場合、これは個別の営利企業としての銀行業企業を意味する。貨幣市場・金融市場を生活部面にしている銀行の経営活動の目的は銀行利潤の最大限の取得であるが、例えば1年を営業期間とした場合、銀行利潤は年利潤を表す。以下では利潤は断りのないかぎり年利潤を意味するものとする。銀行利潤の大きさを規定する諸契機の量的関係は次のように表すことができる。すなわち、銀行利潤量＝（貸付利子収益額－預金利子支払い額）－貨幣資本管理費用総額、そして、上記の関係式のうちの（ ）の部分の数値は「利ザヤ収益」と呼ばれている。これを考慮すると、銀行利潤量＝利ザヤ収益額－貨幣資本管理費用総額、と書き換えられる。

当該期間中の貸付利子の市場率や預金利子の市場率が一定不変と想定すると、どの銀行にとっても貸付利子率の高さと預金利子率の高さの差にほかならない「利率差」も一定不変と想定できることになる。この場合、諸銀行の「利ザヤ収益額」を左右するものは、諸銀行それぞれが管理する貨幣資本の量の相違である。それだから、諸銀行はたがいに他に先行して、新たな貸し付け形態や貸し付け方式の導入、貸付分野の開拓などを行い、自己が管理する貨幣資本の規模を拡張せんとするのである。

管理する貨幣資本の規模が大きい銀行を大銀行とよび、それが相対的に小さい銀行を小銀行とよぼう。既に触れたように銀行を大銀行と小銀行の間では、自明であるが「貨幣資本管理費用総額」は大銀行のほうが大きいものの、「貨幣資本1単位当たりの管理費用」は大銀行のほうが相対的に

小である。ここには、管理する貨幣資本の規模が貨幣資本管理費用の節減に及ぼす影響、いわゆる「エコノミー・オブ・スケール」が作用している。貨幣資本の規模は銀行業資本にとって重要な「経営条件」の一つであるのは、生産部面に投下された資本の規模が生産業資本にとって「生産条件」の一つであるのと同様である。

ところで、銀行はその経営が順調に進まない事態に直面することがある。このことはこれまでの論述から除外してきた。しかし、今ここに至ってはこのことを考慮することが望ましい。いつでもそうなのであるが、銀行経営が不順になる、あるいは非常な苦境に陥る大きな契機は、貸付債権の一定部分が、貸付金の回収の遅滞や不能化、貸付利子の受け取りの遅滞や不能化が顕在化した不良貸付債権に陥ってしまう点にある。不良債権はその深刻度に応じて分類されるのであるが、銀行にとっては不良債権分類にかかわらず一定額の「不良債権処理費用」（＝「信用コスト」）を支出しなくてはならない。不良債権の発生を完全に回避できない現実の銀行経営にあってはこの「信用コスト」は「貨幣資本管理費用」の一費目をなしている。個々の銀行にとって、不良債権の発生が余儀なくさせる信用コストの計上はその価額だけ貨幣資本管理費用を増加させる。それゆえ、このような費用の増加はそうでなかった場合に比して銀行利潤を圧縮することになる。

銀行ができることは、あるいはこれまで銀行が行ってきたことは不良債権の件数や価額を最小化することであった。銀行が不良債権の発生を回避するため行ってきた業務は「貸付審査」（新規の貸付先であれ既存の貸付先であれ、これらの借り手の支払い能力の評価）であった。以下の叙述では、銀行に対して借り手として相對するのは再生産に従事する企業に限定しよう。

↓以下で記すことがらに具体性をもたせるために、たとえば次のような日本の産業社会における企業分類とその企業数などをごく簡単に示しておこう。自営業を含めた企業総数は約400万である。そのうち小企業数は約300万、そのうち中堅的な役割を担っている企業数は80万社である。残余の企

業数20万であるが、そのうち中堅企業などと分類できる企業数はおよそ19万社、そのうちの大手企業などと呼ばれる大企業はおよそ数千社である。「銀行業」に従事する金融機関数は比較的少数である。ちなみに、この国に居住する住民人口は1億人以上である。}

銀行の貸付業務の基礎は企業経営情報の収集と管理である。よく知られたことであるが、企業情報には（1）企業の資産額・負債額及び自己資本額などの数値情報、期間ごとの収入額・費用額・利益額などの数値情報を柱とする「財務情報」「決算情報」、銀行が独自に知りうる企業活動を如実に反映する預金口座の入金・出金額の数値情報などから構成される「定量情報」、（2）当該企業の「経営者の見識」、「社風」、「雇用労働者の労働意欲」、当該企業の産業社会における「評判」、「脱税」など過去の不正行為や不祥事の有無、過去における借入金返済や利払いの遅延の有無、など十数項目から構成される「定性情報」とがある。銀行の包摂したこのような「企業情報の収集・管理力」は銀行の経営条件の一環をなしている。

貸付に先立って行う貸付審査の要諦は（1）貸付の可否の審査、さらには（2）当該貸付にいかなる選別貸付金利を適用するか審査であるが、この審査の巧拙を左右するものは収集している企業経営情報の正確度、またこの貸付審査のスピードを規定するものはいつでも即座に利活用できる企業情報の管理様式の優劣である。

では、諸銀行が包摂している「企業情報の収集・管理力」の格差はそれぞれの銀行利潤にどのように影響するのであろうか。

この事柄を純粹に考察するために、諸銀行が管理する貨幣資本の規模を同一と想定してみよう。「情報収集・管理力」の優れた上位の銀行の審査コストはそれが劣った下位の銀行の「審査コスト」より小さいのであるから、これを反映した上位銀行の貨幣資本管理費用は小さくなるのであろう。そればかりでなく、「情報収集・管理力」の優れた銀行は「信用破綻＝貸し倒れ」の発生を相対的に抑制し、したがってまた「信用コスト＝不良債権処理費用」負担の発生を最小化しうるかぎり、この点から見ても優

位な銀行は劣位の銀行に比べて貨幣資本管理費用を相対的に大きく節減できるのであろう。貨幣資本規模が同一の諸銀行の間でも「企業経営情報の収集・管理力」の格差は「貨幣資本管理費用」負担額の相違を生み出し、諸銀行が享受する「銀行利潤」に量的差異をもたらし、ひいては銀行利潤率の高さを左右することにもなるのである。

ちなみに、情報収集・管理力の優位な銀行は相対的に貸し付けを増加させる。これは次のような、銀行の取引先企業（企業1号）が、外国を含めた遠隔地に新規に「販路」を開拓し拡張したい希望を持っている場合に特に起こることである。当該企業が従来取引を行ったことのない未知の遠隔地企業（企業2号）と「商業信用」（＝例えば3か月後払いなど商品代金事後払いの「企業間信用」）の形態で商取引を行おうと際には、当該企業（企業1号）にとって何より必要なことは、支払い能力を正確に表示する相手先企業（企業2）の経営情報を事前に取得することである。当該企業は現状では遠隔地企業の経営情報を収集する力を持たないとすると、銀行に「経営相談」を要請するであろう。しかし、銀行もまたその「営業圏外」に存在する当該の遠隔地企業とのあいだでこれまで「銀行取引」を行っておらず、この企業の経営情報を熟知していなければ、適切な「助言」を与えることはできない。そうなると、当該企業は遠隔地取引を中絶・中止せざるを得なくなるし、このことは銀行にとって「債権の買い取り」「手形割引」などの「事実上の貨幣貸付」の機会の逸失につながってしまう。このような一事例からもわかるように、個々の銀行の「経営情報の収集・管理力」の限界は、銀行自身にとって貨幣貸し付けの増大、管理する貨幣資本の規模の拡大を制限する一つの契機であり、したがってまた銀行利潤の増大を制限する契機なのである。しかるに、銀行業資本はこのような自己の目的の実現を制限する限界が立ち現れてくると同時に、この限界の突破を図らんとする資本主体である。この限界を突破するための方策は、銀行の間で企業経営情報の「交換」「共有」を試みることである。上にあげた事例に即してみると、最初に登場した銀行第1号が、遠隔地企業（企業2号）を取引先企業としている銀行第2号が収集管理しているこ

の企業2号の経営情報の提供を要請する。この要請が実現し、銀行第1号が取引先企業（企業1号）に対して「取り引き可能」の「助言」を行うことよって、その「遠隔地取引」案件が現実化すれば、この取引先企業（企業1号）にとっても、また先にみたように銀行第1号にとっても「利益」の増加を享受できるようになる。そして、このような経営情報の「交換」の結果は、企業2号の経営情報の銀行第1号と銀行第2号の間での「共有」である。事柄の性質上、このような経営情報の提供の要請は多数の諸銀行（100とか200）において相互的であるから、「企業経営情報の交換」件数の拡大は起こりうることである。そして、この「経営情報」の交換の拡大は諸銀行の間での多数の企業（100万とか200万）の「経営情報の「共有」関係を作り出すことになる。

情報を提供する側の銀行が、「情報提供サービス価格」という「手数料」の支払いを要求することは、「企業経営情報」を「商品」として扱うことを意味しているのであり、「この手数料」は商品としての企業経営情報の価格である。

銀行第1号にとって、「利益の増加」を享受できる条件は、新規に可能となった「事実上の貨幣貸し付け」から得られる「貸付利子（収入）」額が、銀行第2号に対して経営情報の提供を受ける対価として支払った「手数料」額より大きいことである。「経営情報の交換」において発生する「手数料」負担は貨幣資本管理費用の新たな形態の一費目なのである。

一方、現在からそう遠くない過去においては、銀行第2号にとっては、自行が管理している情報を第1号に譲渡する過程では次のような一連の作業が必要である。（1）「面談」などを伴う「情報交換」交渉、（2）紙とインクで記帳された情報書類の束を譲渡可能な複製書類の形態に整え、（3）それを「郵便」手段など使って発送する、（4）第1号からの「情報」細部の確認などの電話・文書による問い合わせへの対応などである。このことから容易に理解できるように、ここで銀行第2号が負担する費用項目は、この業務に従事する被雇用者に支払う賃金コスト（人件費）、複製書類作成費、通信費、交通費、などである。この総費用は、そう言い

たければそう言えばよいことなのであるが、「情報商品の生産・販売コスト」の一形態である。そこでこういうことになる。銀行第2号にとって銀行第1号とのあいだの「企業経営情報の交換」が理にかなったものである条件は、受け取る手数料価額（収入）が「情報商品の生産・販売費用」価額を上回る関係がそこにあること、したがって利潤を何ほどか取得できることである。だが、この利潤の「総費用」に対する率はどれだけの大きさになるのであろうか？ この問題はすぐ後で記す予定であるが、そのまゝに確認しておいてよい点はこの手数料価額の高さがどうであれ、手数料価額そのものが2つの銀行の間で対立する利害をなしていることである。そして、多数の諸銀行の間での同様な情報交換が拡大するにつれて、「企業経営情報」は特殊な定型商品などと認知され、一定の標準的な市場価格で取引されるようになるのであろう。

ところで、経営情報の収集と管理が「算盤などによる数値計算、紙とインクでの文書記録の作成、郵便や電話機などによる書類の輸送やその内容の伝達」などの在来の様式で行われている限り、どの銀行にとっても「情報商品の生産・販売費用」の節減にはおのずと限界が画されているのであろう。そうである限り、どの銀行にとってもごく単純に見てみると、経営情報交換（販売）一件あたりの手数料収入と交換件数の積で計算されるある手数料（収入）総額から、諸企業の経営情報を生産し商品として販売する費用の総額を差し引いた差額として計上できる「情報交換の収益」も限定されたものになるのであろう。

このような状況を変えたのは電子工学（エレクトロニクス）の生成と展開、半導体などを充用した通信・計測・情報処理などの新技術の急速な発展である。集積回路をもちいた「電子計算機（コンピュータ）」単体は、高速自動計算機であり、制御装置や記憶装置を備え、各種の情報処理を迅速に行う。「ネットワーク」は個々に散在する複数のコンピュータや情報機器を接続し、データを交換・共有するシステムのことであるが、「イントラネット」は一個の組織体などの「構内」に限定された「ネットワーク」であり、「インターネット」はより広範な国民的な規模の「ネット

ワーク」であり、特に国際的な規模の「ネットワーク」のことである。

銀行業資本家はこのような情報管理機器や情報管理システムを銀行業務の効率化をはかる物的経営手段として銀行制度の中に包摂する種々の試みを展開してきた。これらの試みは「銀行経営の機械化」とか、銀行業務の「エレクトロバンキング化」などと呼ばれ、新しい「銀行経営様式」を出現させてきたのであるが、ここではこのような試みの諸側面や諸段階を詳しく述べる必要はない。ここではひきつづき銀行制度を貨幣信用制度の側面から取り上げ、そこでの「銀行経営の機械化」を特に貸付業務の側面において考察することにした。

個々の銀行にとって、「紙とインク」に依存するばかりの世界から情報管理システムを利活用する世界への転換は、それまでの銀行貸付業務に内在していた諸限界・諸制約を打開し、貸付業務を大きく変化させることになった。先に示した事例に即して述べると、(1) 貨幣貸し付けの前提である企業経営情報の「収集・管理」をいまや「情報機器」の利活用によって効率化・迅速化し、「貸付審査」に要する「自前」の費用を節減する、(2) 企業経営情報を銀行単体の内部で「共有」するのみならず多数の諸銀行のあいだで「交換・共有」をインターネット・情報システムの利活用によって効率化・迅速化をはかる。銀行がこのように取得した企業経営情報を「助言」「経営相談」をおこなう際に取引先企業に効果的に提供することによって、販路拡大(商品取引先の拡大)など企業の事業拡大に寄与できれば、そのことは銀行にとって、新たな貸し付け機会を作り出すとともに、信用コスト(不良債権処理費用)の最小化を享受する機会を得ることにつながってゆく。すなわち、インターネット・電子情報システムの導入と活用による企業経営情報の「交換・共有」の容易化を基礎にした、諸銀行の貸付業務における「交換・共有」された広範な企業経営情報の利活用の促進は、貸付利子(収入)の増大、管理する貨幣資本の増大に照応する「貨幣資本1単位」当たりの管理費用の節減、「信用コスト」の最小化による貨幣資本管理費用の節減などの諸経路をとおして、個々の銀行の銀行利潤量を増加させる。

銀行にとって今や、このように導入された情報機器・システムはその強力な経営条件の一つになっている。しかしながら、諸銀行の間で、導入した情報機器・システムの性能の格差や企業経営情報の利活用力の相違は避けられない。このような格差や相違の存在は諸銀行の経営力の格差を規定し、したがってまた諸銀行の競争力を左右する一契機である。諸銀行において、その経営行動の開始時点で例えば管理する貨幣資本の規模など他の経営諸条件が同等であると想定すると、このような「情報化」の格差や相違が銀行業部門の中で諸銀行の占める地位（上位・中位・下位）を端的に規定することになる。

情報機器・システムの性能や企業経営情報の利活力の面で標準的である中位の諸銀行が貸付業務の遂行などの経営行動によって得られる銀行利潤の増加額がそこに与えられ場合、その面上位の銀行がその様などの経営行動によって享受できる銀行利潤の増加額は前者のそれよりも大きく、また下位の銀行の銀行利潤増加額は中位の諸銀行のそれらより相対的に小さいという関係がつくられることになろう。このような利潤量増加幅の格差を反映して、諸銀行の間で銀行利潤率の高さにも相違が生まれるのであろう。この利潤率格差は諸銀行の競争の原因となる。ここでの諸銀行の競争の種目は、より高度な性能を持つ情報機器・システムの排他的かつ先行的な導入や企業経営情報のより優れた利活力を備えた貸付業務に従事する銀行業労働者の育成である。

ちなみに、これまで預金業務を行う銀行は、取引先企業が銀行に開設している預金勘定（預金口座）の入金・出金状況を不断に確認するという独自の方法によって、より精度の高い「企業経営情報」を「生産」しうる金融機関であった。ところが、諸銀行における「情報機器・システム」の導入は諸銀行の間での「情報の交換・共有」を拡大させた。この「情報の交換」では通常は「情報を提供する側」が「情報を受けとる側」に「情報供給サービス手数料」を支払う。ここにみられることは「情報の商品化」であり、その手数料は「商品としての情報」の価格という認識を生み出す。時間の経過とともに性能や機能を向上させてきた「情報機器・システム」

の社会的普及は「企業経営情報の生産のコスト」を軽減させてきた。このような事情の成熟につれて、資本の一部が分離独立し、新規産業部門として「企業経営情報提供サービス業（情報サービス業）」を形成することになった。この「情報サービス業部門」に参入したのは「情報機器生産業資本」や「大手会計事務所を経営してきた資本」などである。このような新規参入組の資本が一定の利潤額を取得できる条件は、「サービス提供価格」の高さと提供件数の積で規定される「サービス収入総額」が、銀行と異なる独自の方法や視点などを駆使して収集・管理することに要する「企業経営情報の生産コスト総額」を上回ることである。

諸銀行の大半はこれまでと同様に、既存の取引先企業や新規の取引先企業、これらの取引先企業が新規に商取引を行う別個の企業（銀行にとってはまだ非取引先にとどまる企業）などに関する経営情報の「収集と管理」、銀行の間における一定の範囲での経営情報の「交換・共有」を継続してゆくのであろう。しかしながら、そうだとしても、銀行の外部に「企業経営情報提供サービス業部門」が形成され、そこに従事する幾多の「情報サービス企業」が立ち現れてきた今日、諸銀行に問われるのは、これら「企業経営情報サービス企業」とのあいだでどのような「競争と共存の関係」を築いてゆくののかという経営課題である。

ちなみに、ここで今一つの点をしておくことにしたい。個々の銀行業資本家にとって、貨幣信用制度への情報機器・システムの包摂は、貨幣資本・利子生み資本を管理するための銀行業資本の投資である。包摂された情報機器・システムは「長期間にわたって管理労働手段として機能する銀行業資本の固定資本」の重要な構成部分になる。銀行業資本家は、投下したこの固定資本の一部分を年々の「減価償却費用」に計上し、この費用は年度の「銀行粗利潤」から控除するという操作によって回収する。年度ごとに行う銀行の「損益計算」では、「銀行純利潤」額は「銀行粗利潤」額から「貨幣資本管理費用」額を差し引いた残余额として算定される。それ故、ここで注意しなくてはならないのであるが、ここで貨幣資本管理費用に計上する項目は「減価償却額」であり、投下固定資本額全額、あるいは

減価償却額を差し引いたのちに残る「残存固定資本価値額」などではないのである。ところが、銀行業利潤率の算定はこれと異なる。例えば「銀行業自己資本利潤率」という形態の銀行業利潤率は「銀行純利潤」1単位を取得するためにどれほどの額の銀行業資本（＝自己資本と想定する）の投下を必要にしているかを表す指標であるが、この利潤率の算定では、「銀行の情報化投資」額、換言すれば「情報機器・システムの新規導入・更新を図る固定資本投資」全額を含む銀行業資本（＝自己資本）全額が適用される。事柄がこのような性格を持っていることは諸銀行業資本家に悩ましい疑問を改めて提起することになるかもしれない。それは、継起的あるいは継続的な性格を持つ個々の銀行の「情報化投資」あるいは「経営の機械化投資」の進行は長期的には銀行利潤率の低下をもたらすことにならないかという問題である。

これまで指摘したように、銀行が包摂した情報機器・システムはその貨幣信用制度の経営条件の一契機である。諸銀行の間に存在する「貸付業務」における「情報機器・システム」の性能格差や利活用力の相違ここでは無視するにしても、既に明らかにしたように個々の銀行の貸付業務における「企業経営情報」の利活用そのものは、どの銀行においても貸し付けの増加による貸付利子（収入）の増加、管理する貨幣資本規模の増大とこれに基づく貨幣資本管理費用の相対的削減、さらには信用コストの最小化などの経路を通して「銀行純利潤」の増加をもたらす。しかしながらここで問われることそのようなものではない。銀行業資本家が、年々の銀行利潤の数倍とかにのぼる相対的に巨額の「情報化投資」によって包摂した情報・機器システムは「銀行業資本」の固定資本部分を構成する。ここでの「銀行業資本」は「銀行営業資本」（＝銀行預金、借り入れた他人の貨幣資本）ではなくて、利子生み資本・貨幣資本を管理する業務のために銀行業資本家自身が投下した資本のことなのである。

「情報化投資」以前において、標準的な経営諸条件を備えた銀行においては、銀行利潤1単位を取得するために投下されていた「銀行業者自身の資本」である「銀行業資本」の按分比例額が例えば10であれば、この中位

の銀行の銀行利潤率の高さは10%である。しかし諸銀行の競争はどの銀行にも巨額の「情報化投資」を強制し、諸銀行の「銀行業資本」を増大させる。そこで、「情報化投資」以後における、標準的な「情報機器・システム」を装備するようになり、企業経営情報の中位の利活力を備えることになった当該の銀行を取り上げてみると、既に検討したようにこの銀行は確かに銀行利潤の増加を享受することができるのであるが、この銀行にとって銀行利潤1単位を取得するために投下された「銀行業資本」総額の按分比例額が「情報化投資」以前の数値であるその按分比例額10に比較してより小さくなっている保証は、「情報化投資」に伴う「人件費」の節減を考慮しても、また「情報化投資費用」の大幅な低落などは期待できないとすれば、不確かなものではないだろうか。むしろ事柄は逆で、「情報化」「機械化」に要する「巨額」の自己資本投資は上述の「案分比例額」をたとえば11などに増加させ、これに照応して銀行利潤率が10%から9.09%に低下する公算のほうが強いということになるのではあるまいか。そして、銀行が銀行利潤1単位を取得するためにより多くの銀行業資本を投下せざるを得ない関係は、一度限り発生するものではなく、情報化投資が長期間にわたって継起的に行われるたびに発生するものなのであろう。

第2部 貨幣取引制度としての銀行制度

第1章 貨幣取引業資本としての銀行業資本と「決済専門業者」

第1節 貨幣取引制度の形成と貨幣取引業資本

貨幣取引業資本（あるいは「貨幣取り扱い業資本」）が再生産に従事する諸資本との間でおこなう主要な貨幣取引業務（あるいは貨幣取り扱い業務）は、（1）貨幣の保蔵・保管、（2）貨幣の支払いの代行、（3）貨幣送金の代行、（4）貨幣受け取りの代行、（5）貨幣金の取引や外貨交換などである。この貨幣取引制度は「特殊な商業制度」または「特殊な

サービス業制度」であると規定できる。貨幣取引業資本それ自体は「貨幣取引制度」を具有した特殊な「商業資本」である。

貨幣取引制度が再生産部面で発生した事実の必然性の解明は、既に叙述した分散的貨幣市場のただなかに貨幣信用制度が形成される必然性の解明に比べれば容易である。

周知のように、商品取引（商品売買）には貨幣の授受がともなう。商品取引の円滑な進行には、商品代価の支払いが商品の受け渡しと同時にされる場合であれ、支払いが事後的に行われる場合であれ、貨幣の授受が支障なく行われることが必要である。再生産に従事するどの資本家も商品流通部面では商品の単なる買い手、あるいは売り手として振る舞うだけであるが、いずれの資本家にとっても、商品売買の円滑な進行は再生産過程に投下したかれらの資本の自己増殖の運動（特にここでは拡大再生産と資本蓄積の運動）に不可欠な条件をなしている。

遠隔地間の商品取引などにおいて顕著である貨幣の授受に伴う費用、また購買手段準備金や支払い手段準備金備金として機能する貨幣の保蔵、利潤積立金の形態にある貨幣の保蔵に要する費用は一般的に「貨幣流通コスト」とよばれる。このような特有のコストは、利潤を生産するために生産部面に直接的に投下するコストとは異なっている。再生産に従事するどの諸資本家にとってもこの貨幣流通コストは追加の流通空費をなしているのであり、この空費を補填するためにはその相当額を再生産から汲みあげわがものにした利潤から控除することが必要である。貨幣流通コストはこの意味で個々の資本家において利潤の取得を制限する契機、したがってまた資本の蓄積を制限する契機をなしている。そうであるゆえ、どの資本家のうちにも利潤の取得を増大させるために貨幣流通コストを軽減する欲求や意思が内在している。そして、この意識が一定程度に高まった場合に、再生産部面にある資本の一部が分離し、貨幣取引業に従事する貨幣取引業資本という新しい形態の資本として独立する。

貨幣取引業資本は貨幣取引に充用する種々の用具を作り出した。それらは貨幣の保蔵・保管の取引のための「貨幣預かり勘定」あるいは「貨幣預

かり証」、遠隔地間商品取引に有用な送金手形や取立手形などの為替手形、第三者を支払い者とする支払い指図証、などである。こうして貨幣取引制度が整うことになった。

諸資本家はそれまで自分で行ってきた貨幣の授受・保管などの「貨幣流通」の操作を貨幣取引業者に委託する。これによって貨幣取引は貨幣取引制度に集中する。貨幣取引業者による貨幣取引の集中は貨幣取引1件当たりに要する費用を低減するから、貨幣取引業者はこれに対応した貨幣取引サービス手数料を提示することができる。そこでこうなる。まだ貨幣取引制度が存在していなかった時の、諸資本家（生産業資本家および商品取り扱い業資本）それぞれが個別的に負担していた貨幣流通コスト額に比較して、貨幣取引業資本家の提供する貨幣取引サービスに支払う手数料額が小さければ、前者が後者に「委託」することは合理的である。

次には、貨幣取引制度を経営する貨幣取引業資本の利潤について触れておくことにしたい。

貨幣取引制度を経営する個別の貨幣取引業資本家が汲みだす貨幣取引業利潤（年利潤）の量を規定する諸契機とそれらの関係は、種類の異なる貨幣取引それぞれの手数料の高さの相違などを無視してごく単純な形で示すと次のようになる。それは、「貨幣取引1件あたりの手数料（収入）」から「貨幣取引1件当たりの費用」を差し引いた額に「総取引件数」を乗じた値である。「1件当たりの費用」を規定する諸契機は、（1）貨幣取引従事者に支払う賃金総額と、（2）各種の貨幣取引用具などの消耗品の費用の総額と、（3）耐用年数が長期である貨幣取引労働手段の導入に要した費用の一部分をなす年減価償却費用との合計額、（4）年間貨幣取引件数である。

ここでは次のことを述べておいてよい。

複数の貨幣取引業資本のうちで標準的な経営条件を包摂した諸貨幣取引業資本においては、上で記した諸契機の間には格差はなく、1件当たりの貨幣取引費用が均等であると想定すると、これらの標準的な貨幣取引業資本は貨幣取引業部門における中位の高さの貨幣取引業利潤率を享受する。し

かしながら、再生産の他の諸部門の平均利潤率の高さに比べて、標準的な貨幣引業資本が実現している貨幣取引業の利潤率の高さに相違がそこにあるならば、この利潤率格差は「諸資本の部門間競争」を惹起させる原因である。ここで展開される競争の主要な種目は（１）貨幣取引業部門における資本移動（資本参入や資本流出）、（２）貨幣取引業部門に従事する諸貨幣取引業資本の試みる貨幣取引サービス供給の量的調整、などである。そして、このような部門間競争が「貨幣取引サービスの市場価格（手数料）」の高さに及ぼす調整作用によって、均等な利潤を含む一定の高さの貨幣取引サービス市場価格が形成され、貨幣取引業部門の利潤率の高さと再生産の他の諸部門の平均利潤率の高さの相違は解消されことはありうるのであろう。しかしこれまで、このような貨幣取引業部門取引業部門と他の再生産諸部門の間の競争の分析は内外の経済学研究者のあいだでおこなわれてこなかった。その理由は以下のようなものである。

貨幣取引業資本それ自体は貨幣取引業務のみを遂行する単業の資本であると規定できる。ところが、これまで貨幣信用制度が発達したどの国においても、貨幣取引業のみに従事する資本は存在してこなかった。現実には、商業銀行制度は貨幣信用制度と貨幣取引制度の複合体であり、銀行業資本家は貨幣信用業と貨幣取引業を兼業する資本家であった。しかし多くの研究家は、そして私の諸論説の大半もそうなのであるが、特に資本主義的再生産において果たす貨幣信用制度の圧倒的な役割に注目するあまり、銀行制度の全体を考察することを後回しにしてしまい、銀行制度を貨幣信用制度の側面から分析してきた。そうであれば、貨幣取引業部門と他の再生産諸部門の競争などという課題は設定する余地をどこにも見いだせなくなるのは自明である。

私の知る限りでは、「貨幣取引業部門内部での諸銀行の競争」は熾烈なものでなかった。その理由は次のようなものである。第１に、貨幣信用業務の相手となる銀行の本来の顧客は再生産に従事する資本家であり、また貨幣取引業務の相手も同様であった。このような資本家の数は当該国の総住民人口数に比べてはごく少数でしかない。別用に言うならば、貨幣取引

業資本が生活する部面は「商業流通」（資本流通）であり、総住民がかかわる「一般的流通」（小売り流通）の部面ではなかった。この限りでは貨幣取引業資本家にとって「貨幣預かり口座数」や貨幣取引件数は限定されていた。第2に、銀行利潤を左右する重要な契機は利ザヤ収益の多寡である。このことと対応しているのであるが、より高度かつ安価な貨幣取引サービスの提供が、貸付業務・預金業務などの銀行の貨幣信用業務の拡大に寄与する度合いはそれほど大きくなかったゆえに、諸銀行においては貨幣取引手数料収入の多寡は相対的に重視されてこなかった。それだから、「銀行業部門における諸銀行の競争」を考察するにあたって、貨幣信用制度の側面から見たかぎりでの銀行制度をそこに取り上げれば十分である、となってしまうざるを得なかったのであろう。

ところが、20世紀以降にもなると銀行業の発展に照応してその貨幣取引業部門の経営環境が変化してきた。それは住民多数のあいだに「銀行預金口座」開設の要求がひろがったことである。個人預金口座を普及させた第1の要因は諸企業の次のような事情である。諸企業における雇用労働者への貨幣貸金の支払いにおいては貨幣貸金コストそのものとは区別された「貨幣貸金の支払い業務コスト」の負担が必然的に伴う。当然、雇用労働者数の増加を伴う諸企業の成長は「貨幣貸金の支払い業務コスト」を増大させる。たとえば、規模の大きな企業の一事業所が月ごとに総額3億円の貸金を現金（中央銀行券や補助通貨）で支払う場合を想起すれば容易に理解できるように、この「貸金の現金払い」は年間では相当な額に達する特有の「現金取り扱い事務費用」（空費）の負担を強いる。これに代替する企業の「預金口座への貸金の振り込み」操作が銀行の要求する安価な貨幣取引手数料への支払いの下で可能であれば、企業にとって「貸金の現金払い」に伴う固有の事務費用負担は解消され、「貨幣貸金の支払い業務コスト」は軽減されるようになる。諸銀行にとっては、個人預金口座数を拡大することは貨幣取引件数の増加、それに照応した貨幣取引手数料収入の増加をもたらす基礎である。そのうえ、個人預金口座数の増大に随伴する預金残高の増大は、銀行にとって「営業資本」または「管理する貨幣資本」

の増大を意味する。銀行に流れ込む貨幣は再生産資本家の「遊休貨幣」ばかりではなくなるのである。それだから、貨幣取引業資本としての銀行業資本のあいだで雇用労働者の個人預金口座の開設をめぐる競争が行われることになる。

個人預金口座の普及を後押しした第2の要因は、「商業流通」部面と区別された「一般的流通」部面において商品取り扱い業務を行う小売企業、あるいは流通業企業が開始した耐久消費財の割賦販売方式の拡大である。「家電」などの耐久消費財の普及を促進したこのような商品の割賦販売を手掛ける小売業企業にとって貨幣流通費用の削減は方式の商品売買取引では数度にわたる商品価格の分割払いがおこなわれる。このような数度にわたる価格の分割払いは売り手の小売企業にとって、また買い手の消費者個人にとっても、商品代価の受け取りと支払いに要する時間や流通費用を倍加させる。そのうえ、期日ごとの分割払いが「現金払い」でなされるならば小売業者にとっての流通費用は特有の「現金取り扱い費用」の加重によってさらに増大することになる。そうすると、小売業者は「商業利潤」の増大を制限するこのような割賦販売に特有な「貨幣流通費用」（空費）を節約する必要に迫られる。この場合の「流通費用」の節約は、小売業者が商品の割賦販売に応じるすべての買い手に銀行預金口座を開設させ、銀行業者の提供する預金口座間の「振替」などの貨幣取引サービスを受けることによって可能となる。このように、「一般的流通」部面で貨幣支払い手段として機能する個人預金口座は小売企業の手掛ける商品の割賦販売方式の条件であり、後者の拡大は前者を普及させる要因の一つであった。また、割賦販売の拡大は銀行にとって貨幣取引件数を増大させ、したがってまた貨幣取引手数料収入を増加させる契機であった。

銀行は「商業流通」の部面では唯一の貨幣取引サービスの提供者であったし、今日にあってもそうである。

企業間商品取引における主要な支払い手段（あるいは「決済手段」）として機能しているのは中央銀行の発行する銀行券ではない。企業間の主要な支払い手段は銀行預金残高である。銀行預金残高は、銀行が貨幣取引業

者であるという側面から見れば「貨幣預かり金残高」であるが、銀行が貨幣信用業者であるという側面から見れば「貨幣借入債務残高」である。銀行預金残高はこのような2重の性格をあわせ持った一体物である。預金者、すなわち銀行に預金口座を開設し、一定の預金残高を保持している人からみれば、銀行預金残高はその価額に対応した「貨幣支払い請求権」「貨幣払い戻し請求権」を表しているのである。企業間商品取引では買い手の企業Aが売り手の企業Bに対して支払う手段は銀行預金残高であり、その支払いの方法はもっとも単純な形で示すと次のようなものである。私的銀行Kが企業Aと企業Bの共通の取引銀行である場合、企業間の「決済」「支払い」は銀行Kによる「預金口座間の振替操作」（Aの預金口座から商品代金相当額を引き落とし、同時に同額をBの預金口座に振り込むという仕方での信用＝貨幣支払い請求権の移転の操作）によっておこなわれる。ここでは銀行預金口座は支払い手段貨幣として機能している。このように決済機能を有する銀行預金口座は（私的な）信用貨幣と規定できる。

20世紀後半以降から近時にいたるまで、一般的流通の部面、すなわち中小の小売業者や小売業資本と個人消費者大衆との間で行われる消費財の売買取引の部面では、商業流通の部面と異なって、充用される購買手段・支払い手段貨幣の種類は中央銀行券および少額の補助貨幣であった。この中央銀行券は「現金貨幣（＝「キャッシュ」）」と認知され、その授受は当事者たちの貨幣支払い・貨幣受け取り関係を解消させる行為であると理解されている。（ちなみに、わたくしの理解していることを記しておくとするれば、中央銀行券の本質は「国民的信用貨幣」であるから、その授受にあたって「貨幣受け取り者」「中央銀行券の受領者」となった人が、あらたに「全国民の債務」にたいする「債権者」になる。）個人預金口座はしだいに普及してきたものの、諸個人が預金口座を支払い手段貨幣として充用する機会は多くなかった。銀行に一定の預金残高を持つ諸個人にとって、銀行口座は「貨幣貯蓄口座」の意味合いが強かった。このような諸個人にとって、日常的な消費支出などに際して必要な価額の銀行券（現金貨幣）

を入手するためには、銀行店舗内の預金取扱窓口に赴いて、そして銀行店舗窓口が混んでいる場合には順番待ちの時間を費消して、「預金払い戻し」を請求することが必要であった。

銀行が「貨幣の保蔵・保管」という貨幣取引業務に伴った現金貨幣での「預金払い戻し業務」（これとは逆の現金貨幣での「預金受け入れ業務」）を遂行するには、「現金取り扱い費用」と規定できる特有の貨幣取引費用を負担しなくてはならない。この貨幣取引費用の大半は「銀行窓口での預金取扱業務」に従事する銀行従業員の人件費である。銀行がこの貨幣取引費用を節減する手段は銀行店舗内外へのATM（現金自動受け払い機）の導入であった。

第2節 貨幣取引業務の機械化と「決済専門業者」の登場

ATMを個人が利用するための用具は通常は紙製の預金通帳であるが、銀行がATMの導入と同時に発行したのがプラスチック製の「バンクカード」である。このバンクカードは、クレジットカードとは異なって支払い手段貨幣として機能するように設計されたものではなかった。とはいえ、ATM導入という形の貨幣取引業務の一環の機械化は、銀行業における電算機・情報システムの利活用の一局面をなしているのである。

諸個人への銀行預金口座開設の普及、情報通信業の発達は、「一般流通部面」における決済業務に特化した貨幣取引業資本の形成を可能にした。銀行業資本は貨幣信用業資本と貨幣取引業資本の融合した資本であると規定してよいのであるが、それにたいして新規に出現したこのような新しい形態の貨幣取引業資本はいわば単体の資本であり、「決済専門会社」と呼ばれている。これまで貨幣取引業部門に参入してきた「決済専門業者」は、第1にクレジットカード発行会社である。この会社が加入者諸個人に対して発行するクレジットカードは、彼らが小売業者との間で行う商品売買取引で支払い手段貨幣として機能する。カード会社が介在する商品取引で特徴的なのは、カード会社は商品取引が成立すると小売業者Cに販売代金を支払う、つまりカード会社は「立替払い」を行い、商品の買い手Bに対

する債権者になる。この「立替払い」は銀行Hに開設されているカード会社の預金口座残高の一部が、小売業者Cが銀行Hに開設している預金口座に「送金」される形で行われる。買い手Bが、カード会社Sの提供する商品代金相当額の事後払いサービスや分割払いサービスが受ける場合、買い手Bはカード会社に対する債務者になり、契約に従って事後にこの債務を決済する必要がある。この決済手段として機能するのは銀行券ではなく、買い手Bが銀行Gに開設してある預金口座の残高である。

この事例で示したように、カード会社が介在した商品小売り取引1件で、小売業者、商品の買い手である消費者個人、カード会社、そしてこれら3者の取引銀行である3個の銀行が登場する。ここで明らかなように、クレジットカードが支払い手段貨幣として機能するための前提は銀行が扱う決済機能付きの預金口座残高の存在なのだ。この事例において経過的に異なる時点で発生する銀行間の債権債務は、今日では諸銀行が中央銀行に開設している預金口座（「中央銀行預け金勘定」）の「付け替え」「振替」操作で決済される。

その第2は「モバイル決済業者」である。それ自体情報処理機器であり、情報ネットワークに接続した端末機である「スマートフォン」に決済情報処理機能を持つ「アプリ」（コンピュータソフト）を装填し、このアプリに銀行預金残高などから「チャージ」された電子的貨幣残高は「一般的流通」の部面で、即時払い手段である購買手段貨幣として機能する。このような仕組みの「モバイル決済」は、まだこの国ではなお支配的である事例、すなわちATMを操作して自分の銀行預金口座から銀行券を「引き出し」、この銀行券を一般的流通の部面で購買手段・貨幣として使用する事例とはそれほど違っているわけではないのである。

最後に次の点を述べておきたい。

これら新種の貨幣取引業資本の目的は貨幣取引利潤の最大化である。そこで分析する必要があるのは各種の手数料収入と貨幣取引費用の実情である。しかし、この分析は今後の課題としておきたい。ところで、注意して観察をしておれば容易にわかることなのである、モバイル決済業者の場

合、「副業」の機会として、(1)多数の「モバイル決済」利用者が「アプリ」で呼び出したスマホ画面を利活用する一環で「ネット広告」を扱い、「広告掲載料」収入を得る機会、また(2)かれらの商品購買履歴にデータ処理を施して作成した大量の「個人情報」を「商品」として販売する機会を持っている。そこでは、これらの副業から取得できる利潤の量は「貨幣取引利潤」の量と比較してどれ程のものであるのか、という点が問われようになるかもしれない。これも今後の研究課題としておきたい。

おわりに

現実の競争はその作用から見ると2つの側面を持つ。その一方の側面は「不断の不均衡の不断の均衡化作用」(順作用)、そしていま一つの側面はそれとは対立する「不断の均衡の不断の不均衡化」(逆作用)である。本稿で扱った銀行業部門における諸資本(銀行業資本)の競争であれ、それとは別個の再生産諸部門それぞれにおける諸資本の競争であれ、後者の側面を考慮せずに前者の側面のみに一面的に着目するかぎりでは、諸資本の部門内競争の作用の行き着く最終結果は論理的には、諸資本の包摂する生産条件や経営条件の均等化、各部門における上位・中位・下位からなる位階秩序の解消、したがってまた「超過利潤」の排他的取得の機会の消失、すべての諸資本の個別利潤率の均等化、ということになる。

ところが現実の競争の結果はそうしたものではない、なぜかという、現実の競争の世界では対立する2つの作用力が同時に働いているからである。現実の競争では諸資本の生産力や経営力の格差を「縮める」作用に対して、その格差を「広げる」作用も同時に発揮されているのである。そこから得られるのは、諸資本の現実的な部門内競争の作用によって促進される諸資本の発展のテンポやリズムは恒常的に不均等である、という認識である。この認識に照応するのは、諸資本の現実的な部門内競争は部門内の位階秩序の中で占める諸資本の地位を不断に変転させるとはいえ、この競争はこのような位階秩序そのものを解消することはなく、「競争劣位企業群」を不断に生み出す、という認識である。

マルクスはどこかで「現実の恐慌は競争と信用から説明できる」という短い文言を記しているのであるが、現行『資本論』ではこのような「説明」を十分に記した箇所はどこにも見当たらず、この点で現行『資本論』は未完の作品である。では、マルクスが十分な考察時間を享受できたとすれば、かれはこの「説明」をどこからどのように記したのであろうか？ このこと的一端についてわたくしの理解していることを記しておくとするれば、それはこうである。商業信用や貨幣信用諸形態などの信用に媒介された諸資本の現実的な部門内競争の全作用によって恒常的に生みだされる競争劣位企業群の存在こそ、恐慌の現実性を理論的に再現する試みにとっての「基礎」をなしている、すなわち、このような競争劣位企業群の存在はいつでも恐慌を必然化現実化させる契機なのでなく、このような存在なしには恐慌は現実には発生しない、あるいはまた「このような存在を考慮しないと現実の恐慌を説明できない」という意味で「恐慌の基礎」をなしているのである。(注3)

注)

注1) 「生産業資本家の自己資本利潤率と銀行業資本家の自己資本利潤率の均等化運動」(西南学院大学『商学論集』第65巻第4号, 2019年3月)

注2) 「開発信用と「藻油」大量生産の展望」(西南学院大学『商学論集』第57巻第4号, 2011年3月)

注3) 「2015-16年世界同時不況と信用収縮」(西南学院大学『商学論集』第62巻第3・4合併号, 2016年3月)